

議第三十一号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例について

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例（平成十一年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十一部」を「十二部」に、「清流の国推進部」を「総合企画部」に、「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に、「健康福祉部」を「健康福祉部 子ども・女性部」に、「観光文化スポーツ部」に改める。

第二条第三号中「清流の国推進部」を「総合企画部」に改め、同号ハを削り、同条第五号中「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改め、同号中ニを削り、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ エネルギーに関する事項

第二条第五号へ及び第六号ハを削り、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同号に次のように加える。

ハ 文化及び芸術に関する事項

ニ スポーツに関する事項

第二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 子ども・女性部

イ 子育て支援及び青少年の健全育成に関する事項

ロ 私学振興に関する事項

ハ 男女共同参画に関する事項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 説 明

子ども・女性部を設置する等のため、この条例を定めようとする。